

# Business News

第232号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。またBusiness Newsを定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成30年度税制改正について、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。今回はシリーズの第2回として、所得税についてご案内します。

## 平成30年度税制改正（2）所得税

今回は、平成30年度税制改正について、所得税に関する改正のポイントをご案内いたします。給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除について見直しが行われています。いずれも平成32年分の所得税から適用される予定です。

### 1. 給与所得控除の見直し

- (1) 控除額が、一律10万円引き下げられます。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が、1,000万円から850万円に引き下げられます。また、給与所得控除の上限額が、220万円から195万円に引き下げられます。

### 2. 公的年金等控除の見直し

- (1) 控除額が、一律10万円引き下げられます。
- (2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195.5万円の上限が設けられます。公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円を超えると、公的年金等控除額が10～20万円引き下げられます。

### 3. 基礎控除の引き上げ

- (1) 基礎控除額が、一律10万円引き上げられ、以下の通りとなります。

合計所得金額	基礎控除の額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0

- (2) 基礎控除の引き上げに伴う調整

- ・青色申告特別控除の控除額が、原則として65万円から55万円に引き下げられます(一定の要件により、控除額を65万円とするケースがあります)。
- ・配偶者控除の対象となる同一生計の配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の所得金額要件が、38万円以下から48万円以下に引き上げられます(給与収入金額は103万円以下で、従来と変更ありません)。

今回の税制改正により、給与所得控除の額が10万円引き下げられますが、基礎控除の額が10万円引き上げられますので、給与収入が850万円以下の場合は税負担は変わりません。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)

(小嶋税務会計事務所)